

公益財団法人三重県産業支援センター監事の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県産業支援センター（以下「この法人」という。）定款第34条第2項の規定に基づき、監事の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 非常勤（この法人を主たる勤務場所とするもの以外のものをいう。）の監事に、次条に定める額の報酬を支給する。

(報酬の額及び支給方法)

第3条 報酬の額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 公認会計士・税理士資格を有する監事 1事業年度につき250,000円（事業年度の中途において就任又は退任したときは、月割によって計算する。）
 - (2) 前号以外の監事 実地監査1時間あたり4,000円（1時間未満は無報酬とする。交通に要する時間を除く。）
- 2 前項第1号の報酬は、6月（4～6月分）・11月（7～11月分）・3月（12～3月分）の年3回に分けて支給する。
- 3 第1項第2号の報酬は、実地監査の都度、現金で支給する。
- 4 前2項に定めるもののほか、報酬の支給方法については、公益財団法人三重県産業支援センター職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(改正等)

第4条 この規程の改廃は、評議員会で決議する。

(委任)

第5条 この規定の施行に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。